

○高さ規制に関する制度

	高さ規制の種類	強制力	根拠法令	制度の概要	松江市
景観法	景観計画区域	届出・ 勧告	景観法第8条、 第16条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域において、高さの最高限度を定めることができる。 ・高さの最高限度に強制力はなく、緩やかな規制誘導を行う制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宍道湖景観形成区域以外の6つの重点区域(※1)で本制度を用いて高さの最高限度を定めている。
	景観地区	建築確 認	景観法第61条 都市計画法第8条 建築基準法第68条	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域において、積極的に景観形成を推進する必要がある地域。 ・建築物等のデザイン、色彩、高さ、壁面の位置などと併せ、高さの最高限度も制限することができる。 ・景観地区内での建築行為は適合義務を負う（強制力のある制度）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統美観保存区域の塩見縄手地区で本制度を用いて高さの最高限度を定めている。
都市計画法	高度地区	建築確 認	都市計画法第8条 建築基準法第58条	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の環境の維持や土地利用の増進を目的として、建築物の最高限度または最低限度を定める制度。 	高度地区は未指定
	地区計画	建築確 認	都市計画法第12条 の4 建築基準法第68条 の2	<ul style="list-style-type: none"> ・地区レベルでのまちづくり計画。 ・ある一定のまとまりを持った地区を対象として、生活環境を整備・保全するために建築物の用途・形態等に関する制限等を地区の特性に応じて定めることができる。 	12地区の地区計画区域内(※2)で高さの最高限度を定めている。

(※1) 伝統美観保存区域、北堀町景観形成区域、清光院下景観形成区域、北殿町惣門橋通り景観形成区域、石橋一区景観形成区域、内中原景観形成区域

伝統美観保存区域に3つの地区（塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）がある

(※2) ふるさとタウン本庄地区計画、秋鹿団地地区計画、法吉団地地区計画、西持田地区地区計画、黒田地区地区計画、大手前通り地区計画、中尾地区地区計画、廻山地区地区計画、出雲郷東灘・揖屋町西新西地区計画、出雲郷西地区計画、しんじ学園台地区計画、白瀧地区地区計画